

○泉崎村就学援助費交付要綱

平成17年4月1日教育委員会訓令第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し援助を行なうことについて、必要な事項を定めるものとする。

(援助の受給資格)

第2条 この要綱による援助（以下「就学援助」という。）を受けることができる者は、泉崎村立の小学校及び中学校に在学する児童及び生徒並びに泉崎村に住所を有し、他市町村立小学校及び中学校に在学する生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する者の保護者（児童及び生徒に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 教育長が別に定める基準により、前号に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童・生徒（以下「準要保護児童・生徒」という。）

(援助の対象)

第3条 就学援助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（第1学年を除く。）
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 修学旅行費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費

2 要保護者のうち、法第13条の規定による教育扶助を受けている者については、前項の規定にかかわらず同項第1号から第5号まで、及び第7号に掲げるものを就学援助から除く。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費交付申請書（別紙様式）を当該児童及び生徒の在学する学校の校長を通じて教育長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 教育長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ要保護児童・生徒又は準要保護児童・生徒の認定の適否を決定し、校長を通じて保護者に通知する。

2 教育長は、前項の認定を行うに当たり、保護者から必要に応じて、源泉徴収票、所得証明書等必要な書類を提出させるものとする。

(認定の取消し)

第6条 教育長は、就学援助を受けている者が第2条に規定する受給資格を有しなくなったときは、当該認定を取消すものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委訓令第1号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

○泉崎村要保護及び準要保護児童生徒認定要綱

平成17年4月1日教育委員会訓令第24号

改正

平成20年3月31日教委訓令第2号

泉崎村要保護及び準要保護児童生徒認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象)

第2条 援助を受けることができる者は、泉崎村に住所を有する児童又は生徒の保護者で、次いづれかに該当するものとする。

(1) 次条に規定する要保護者

(2) 第4条に規定する準要保護者

(要保護児童生徒の認定)

第3条 泉崎村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合は、当該児童生徒を「要保護児童生徒」として認定する。

(準要保護児童生徒の認定)

第4条 教育委員会は、要保護世帯（要保護児童生徒を有する世帯をいう。以下同じ。）以外の児童生徒保護者で次項に該当する者については、必要に応じて校長及び民生児童委員の助言を求め、援助を必要と認める者については準要保護者として認定し、当該児童生徒を「準要保護児童生徒」として認定する。

2 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税減免又は固定資産税の減免

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金の掛金の減免

(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当の支給

(6) 世帯更生貸付補助金による貸付け

3 前項以外の者で、次のいずれかに該当する者

(1) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇用労働者

(2) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者

(3) 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者

(4) 学校納付金の状態の悪い者、又は学用品費等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

(5) 経済的理由による欠席日数が多い者

(申請)

第5条 援助を希望する者は、就学援助費交付申請書により教育委員会へ申請しなければならない。

(認定の基準及び結果通知)

第6条 認定の基準に当たっては、所得が需要額の1.3倍以内を目安とする。

2 教育委員会は、前項に掲げる事項をふまえ、これを審議し、その結果を保護者及び校長に対し通知する。

(支給対象費目)

第7条 要保護及び準要保護児童生徒には、次の区分により支給する。

区分	支給対象項目
要保護者	修学旅行費、医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病）
準要保護者	学用品費等、校外活動費（宿泊を伴うもの）、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、学校給食費、医療費（学校保健安全法施行令第8条に定める疾病）

(雑則)

第8条 この要綱に定めるほか、認定について必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委訓令第2号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。